

平成20年12月5日  
阪神電気鉄道株式会社

## 会社分割に関するお知らせ

阪神電気鉄道株式会社（本社：大阪市福島区、社長：坂井信也）は、会社分割により平成21年4月1日をもって当社の自動車事業を分社し、当社100%子会社の阪神バス株式会社（本社：西宮市、社長：岡田信）に承継することを11月13日開催の取締役会で決定し、本日、国土交通省に対して自動車事業の分割認可申請を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1 分社化および統合の目的

当社の自動車事業は、今日まで一事業部門として直営体制で維持してきましたが、平成7年の「阪神淡路大震災」以降、継続して赤字を計上してまいりました。一方、在阪大手民鉄系の他社ではすでにバス専業会社として独立し、ローコストで旅客ニーズに迅速に対応できる体制を確立しています。

また、当社におきましても、平成17年度に阪神バス株式会社を設立し、平成18年度より一部路線を譲渡して営業を開始いたしましたが、同社は営業初年度から黒字を計上しており、バス専業会社としての基盤が固まりつつあります。

以上の状況から、ローコストオペレーションの実施と、旅客サービスの向上を図りつつ、地域交通としてのバス事業の存続を図るため、当社の自動車事業を阪神バスに承継することといたしました。

### 2 会社分割の要旨

#### (1) 会社分割の日程

分割決議取締役会	平成20年11月13日
分割契約締結	平成20年11月13日
自動車事業の分割認可申請	平成20年12月 5日
分割の予定日（効力発生日）	平成21年 4月 1日（予定）

この日程は、関係当局の認可等を前提としています。

( 2 ) 分割方式

当社を分割会社、阪神バス株式会社を承継会社とする吸収分割(簡易分割)です。

( 3 ) 割当株式数

承継会社が本件吸収分割に際して発行する普通株式 35,000 株は、すべて当社に割当てられます。

( 4 ) 会社分割により減少する資本金

本件分割により資本金等は減少いたしません。

( 5 ) 阪神バス株式会社が承継する権利義務

効力発生日現在の本事業に関する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務を承継いたします。

3 当社自動車事業の概要

( 1 ) 営業所 尼崎(兵庫県尼崎市)、大阪(大阪市福島区)、神戸(神戸市中央区)

( 2 ) 営業路線  
ア 一般路線 尼崎神戸線ほか計 12 路線  
イ 空港路線 大阪空港梅田線ほか計 8 路線  
ウ 高速路線 大阪津和野線ほか計 7 路線

( 3 ) 車両数 138 両(平成 20 年 11 月 30 日現在)

4 承継会社(阪神バス株式会社)の概要

( 1 ) 設立年月日 平成 17 年 12 月 14 日

( 2 ) 本店所在地 兵庫県西宮市和上町 3 番 3 号

( 本社所在地 兵庫県西宮市西宮浜 3 丁目 20 番地 )

( 3 ) 主な事業内容 一般乗合旅客自動車運送事業  
一般貸切旅客自動車運送事業

( 4 ) 資本金 450 百万円

( 5 ) 総資産 2,294 百万円(平成 20 年 9 月 30 日現在)

( 6 ) 純資産 963 百万円(平成 20 年 9 月 30 日現在)

( 7 ) 発行済株式総数 9,000 株

( 8 ) 主要株主 当社 100% 出資

( 9 ) 代表者 代表取締役・社長 岡田 信(当社運輸部部長)

( 10 ) 従業員数 73 名(平成 20 年 11 月 30 日現在)

( 11 ) 営業所 西宮浜(兵庫県西宮市)

- (12) 営業路線   ア 一般路線 西宮山手線ほか計 9 路線  
                  イ 空港路線 関西空港南港ユニバーサル・スタジオ・ジャパン線  
                          ほか計 5 路線  
                  ウ 高速路線 甲子園なんば線
- (13) 車両数     5 6 両 (平成 2 0 年 1 1 月 3 0 日現在)

以 上